

第15回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成22年11月5日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員（五十音順）

出席者 桑原直子（佐賀地方裁判所唐津支部長）

角敬一郎（佐賀県立鹿島高等学校教頭）

中村健一（佐賀県弁護士会弁護士）

服部悟（佐賀地方裁判所長）

馬場浩一（佐賀地方検察庁次席検事）

堀正俊（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）

宮崎和彦（農業、佐賀農業共済組合理事）

横須賀巖（佐賀県医師会医師小野病院副院長）

(2) 家裁委員会委員（五十音順）

出席者 古賀靖之（西九州大学健康福祉学部教授）

田中敬明（特別養護老人ホーム桂寿苑事務長）

団野克己（佐賀県弁護士会弁護士）

中島千枝（佐賀県P.T.A連合会副会長）

服部悟（佐賀家庭裁判所長）

引地富佐子（株式会社ニューリード専務取締役）

福井京子（佐賀市民生児童委員協議会副会長）

古川順一（佐賀家庭裁判所判事）

山田忠宏（佐賀地方検察庁検事）

横尾章（株式会社佐賀新聞社論説委員）

(3) 説明担当者

田島首席家裁調査官、光武首席書記官（佐賀家庭裁判所）

徳田刑事首席書記官

(4) 庶務

中里地裁総務課長、吉村家裁総務課長

4 議事

(1) 所長あいさつ（服部所長）

(2) 新任委員の紹介

堀正俊地裁委員から自己紹介

(3) 模擬調停（離婚調停）

説明担当者から、家事調停の申立手続等の説明がなされた後、家事調停委員2名及び、職員4名により模擬調停を実施した。

なお、1号委員4名（男女各2名）に、家事調停委員役として模擬調停に参加してもらい、実際に、申立人や相手方に質問するなどして、模擬調停を体験してもらった。

(4) 全体協議

（文中、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、□は模擬調停に参加した家事調停委員、■は説明担当者の発言）

ア 家事調停について

○ 夫婦の離婚について、子供の方から、父親、母親のいずれかを親権者に指定する旨の申立ては可能であるか。

● そのような申立ては、法律上予定されていない。

○ 离婚調停において、父親、母親がともに子供の親権の放棄を主張するようなケースがあるのか。

■ そのようなケースを経験したことはあるが、事例は少ない。いずれにしても、離婚に際しては、親権者を指定する必要がある。

- 例えば、ある夫婦が離婚する際、母親が子供の親権者となつたが、その後、母親が再婚した場合で、前夫に子供の親権を返したいというような事例はあるのか。
 - そのような事例があるかどうかは把握していない。その事例の場合、親権者変更の申立てがなされ、手続が進められることになると思う。
 - 模擬調停の中で、家庭裁判所調査官が11歳の子供の意見を聴取した結果を相手方に伝える場面があつたが、子供の意見を聞く場合、その年齢に基準はあるのか。また、子供が本心で話をしているかどうか、どのようにして確認するのか。
 - 基準はない。子供の発達度合いによって異なるが、一般的には、小学校中学年以上であれば、直接、子供の意見を聴いたりする。子供の意見が本心から出たものかどうかの判断は難しい。家庭裁判所調査官は、子供の意見がその本心から出たものかどうかを確認するために、子供と遊んだりして、ある程度長い時間接したり、家庭訪問の際、家庭での話し方を観察したり、学校の担任教師から子供の行動等に関する情報を提供してもらったりしている。そして、こうした調査結果を総合的に考慮して、子供が本心で意見を言っているかどうかを判断する。
- 一般的に、小学校高学年や中学生の子供は、おおむね自分の意見をはつきり述べることができるようである。
- 申立書付票の記載でドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）がうかがわれる離婚調停では、家庭裁判所は、調停期日において、直接、当事者同士が会わないような配慮をしたりしているという説明があつたが、情報収集は付票だけで足りるのか。
 - 申立書等からDVをうかがわせる事情等が判明すれば、必要に応じて申立人に事情を確認したりしている。
 - 調停の成立率は、どれくらいか。また、調停成立後、同じ事案で、再び

紛争が起こることがあるのか。

- 調停の成立率については、具体的な数字は分からぬが、約半分くらいの割合で調停が成立しているという感じである。調停成立後、再度、同じ紛争が蒸し返されたかどうかについては、把握していない。

- 調停委員になるためには、資格が必要か。

- 家事調停委員となるには、弁護士となる資格を有する者のほか、社会生活の上で豊富な知識経験や専門的な知識経験を有する者で、原則として40歳以上70歳未満であることが必要とされる。また、「公正を旨とする者であること。豊富な社会常識と広い視野を有し、柔軟な思考力と的確な判断力を有すること。人間関係を調整できる素養があること。誠実で、協調性を有し、奉仕的精神に富むこと。健康であること。」が重視され、調停に対し理解と熱意があり、実際に調停事件を担当する時間的余裕があるということも重要なものとされている。

- 調停委員としてのやりがいや心構えといったものはあるのか。

- 調停開始に当たり、当事者の緊張を和らげるよう心掛けている。また、双方から話を聞く時間の配分にも気を配り、不公平感を持たれないよう配慮している。

- 調停においては、双方から丁寧に事情を聴き、決して調停委員の考えを押し付けないように気を配りながら、話しやすい雰囲気作りを心掛けており、当事者に気持ちよく調停手続に参加してもらうよう配慮している。

また、調停は、話し合いであり、お互いに譲り合うことが必要であることについて、当事者の理解を得るとともに、当事者の解決能力を引き出すような調停の進行に努めている。

なお、DVが関係する事案については、二次被害を与えないよう注意している。

- 調停をしていて、危険を感じることはないか。

- たまに、不満を言う人もいるが、その場合、裁判所の職員の協力を得て、適切に対応ができている。調停委員の氏名以外の個人情報については、裁判所において守られており、特段の不安はない。
- 离婚調停では何が調停成立の障害になるのか。
 - 親権問題が障害となっており、これが解決すれば、調停は成立する傾向にあるようである。
 - 養育費を決めるとき、両親の収入や社会的条件で、その額に何かしらの影響があるのか。
 - 養育費は、父親と母親の収入を勘案して、算定表を参考にしながら話し合いをすることによって、その額を調整している。
 - 离婚の際、問題となる慰謝料や財産分与については、医師など高収入の人は高額になりやすく、また、解決が困難となるケースがある。その他、借金や親権など、個別事件によって調停成立の障害事由は異なってくる。
 - 离婚調停において、夫婦関係が円満に解決するケースはあるのか。
 - 当初、両親とも、離婚を考えていたが、子供のために考え直したり、また、夫婦相互間のコミュニケーション不足が不仲の原因であったと気付き、夫婦関係が円満に解決した事案もある。
 - 例えば、夫婦が別居して、一方が他県に居住する場合、離婚調停は、どの家庭裁判所に申し立てたらよいのか。
 - 原則として、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てることになる。ただし、申立人と相手方との合意があれば、合意した地の家庭裁判所に申し立てることもできる。
 - 模擬調停ではスムーズに調停が進行し、調停が成立したが、現実は、解決困難な事案が多い。
 - 全国的に、家事調停の新受件数が伸びているが、その原因は何か。
 - 具体的な事情は分からぬが、佐賀県で見ると、ほぼ横ばいの状況にあ

る。

イ 裁判員裁判の実施状況について

説明担当者から、佐賀地方裁判所における裁判員裁判の実施状況並びに東京、大阪及び名古屋の各高等裁判所で実施された裁判員制度に関する裁判官意見交換会の結果の概要について説明がなされた。

● 裁判員制度は、市民が刑事裁判に参加するという画期的な制度であると考えている。県内初の裁判員裁判では、大きな反応を示していた報道機関も、8例目ともなると、大分落ち着きを見せている。これは、裁判員裁判が順調に実施され、また難しい類型の事件がなかったことをうかがわせるが、今後、これまで以上に難しい事件が係属することもあり得るところであり、検察庁及び弁護士会の協力も得て、適切に対応していきたいと考えている。

5 次回の予定

(1) 日程

平成23年5月13日（金）午後1時30分から（地裁委員会、家裁委員会合同）

(2) 意見交換テーマ

「保護命令及び労働審判について」（仮題）